

教職員の生徒指導に係る共通ルール

令和6年度

① 学校と児童生徒の電話連絡等について

＜平日における連絡について＞

・教職員は、学校固定電話または学校携帯電話から保護者へ連絡し、児童生徒本人に直接連絡をとらない。但し、児童生徒の安全や人命等に影響を及ぼす場合はこの限りではない。

＜夜間、休日等における連絡について＞

- ・緊急事態の場合は学校連絡メールCOCOOにて学校は、保護者へ連絡する。
- ・保護者から学校への緊急連絡は、管理職が所管する学校携帯電話でやりとりする。
- ・教職員個人の携帯電話を使用して保護者や児童生徒とやりとりをしない。

② 学校と児童生徒との面談や相談等について

・学校と児童生徒の面談や相談は、校内で行う。教職員個人で対応せず、組織で対応するよう、教職員間や必要に応じて関係機関等と情報共有し、透明性を高く保つ。特に突発的な個人面談や相談等は、教職員間の報告、連絡、相談を密にし、組織で対応する。

・面談や相談の際は複数人で対応する。やむを得ず1対1で実施する場合には、部屋の窓や扉を開け放つなど密室とならない環境を整え、疑義が生じない配慮をするとともに、管理職にあらかじめ伝えておく。

③ 教職員所有の自家用車への児童生徒の乗車について

・教職員は、自家用車または公用車へ児童生徒及び保護者を乗車させない。

④ その他

・上記①～③の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の判断を待って対応する。